

ゲームプログラミング教室ヨッシーラボ入会約款

※ご契約される前に必ずご確認ください。

第1条 (契約の成立)

ゲームプログラミング教室ヨッシーラボ利用契約（以下、「本契約」といいます。）は、株式会社モーゲンテック（以下、「当社」）が運営するゲームプログラミング教室ヨッシーラボ（以下、「本教室」）を受講者（以下、「生徒」といいます。）が利用するに際して、生徒及び生徒の親権者・後見人等の法定代理人、（以下単に「保護者」といいます。）に適用されるものとし、生徒と保護者を両者を総称して「会員」といいます。）に適用されるものとし、

- 第1.1項 本契約書は特定商取引に関する法律（以下「法」と記す。）に基づく契約です。
- 第1.2項 本契約は、会員が申し込みを行い、当社がこれを承諾した時点で成立するものとします。
- 第1.3項 当社からの連絡により別途方法での契約を指示した場合は、会員はその方法に従い契約を遂行し本契約について承諾したものとみなします。

第2条 (役務の提供及び対価の支払)

会員は、入会金、授業料、その他下記契約書に記載された金額、方法により納入期限までに支払うこととします。また当社の行うキャンペーンにより臨時的に変更する場合があります。

- 第2.1項 入会金は12,000円（税込み）とします。
- 第2.2項 授業料は、入会后初めの3ヶ月間は5,000円（税込み）、4ヶ月目以降は15,000円（税込み）とします。
- 第2.3項 支払い方法は現金又はクレジットカード又は銀行振込とします。また、振り込みにかかる手数料は会員負担とします。
- 第2.4項 会員は月払いと年一括払いを選ぶことができます。
- 第2.5項 初回のお支払いは別途定めるものとします。
- 第2.6項 月払いの場合は、2ヶ月目以降の授業料は毎月25日までに支払うものとします。
- 第2.7項 年一括払いの場合は、別途定めるものとします。
- 第2.8項 入会時は初月納入費用として入会金及び1か月分の月謝を支払うものとします。
- 第2.9項 パソコンをレンタルする場合は、別途定めた「パソコンレンタルに関する約款」に従って支払うこととします。
- 第2.10項 一度解約した後再び契約した際の再入会金はかからないものとします。

第3条 (本サービスの内容)

契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

- 第3.1項 一斉指導とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。
- 第3.2項 個別指導とは、所定の指導時間内に講師が生徒の必要に応じて個別に学習指導を行うものとします。
- 第3.3項 個人指導とは、一人の講師が一人の生徒に対し、所定の指導時間を通して、マンツーマンで指導を行うものとします。
- 第3.4項 当教室ではプログラミングを始め、電子計算機（いわゆるパソコン）に関する知識やそれに付随する技術の教授をします。
- 第3.5項 原則、一斉指導と個別指導を中心に教授を行います。
- 第3.6項 当教室が別途定めた特別授業においては、外部講師を招へいして指導に取り組みます。会員はこれに従うものとします。
- 第3.7項 必要に応じてグループ授業を行います。
- 第3.8項 会員が個人指導を希望し、当教室が認めた場合は個人指導を行います。当教室が別途対価の支払いを会員に求めた場合は、会員はこれに従うものとします。

第4条 (学習指導の開始日)

本契約において、学習指導の開始日は下記記載の通りとします。

- 第4.1項 学習指導の開始日は、別途定める授業スケジュールによるものとします。
- 第4.2項 使用施設もしくは指導者の事故、自然災害、社会事情等やむをえない事情により、定められたレッスン日、時間、期間等を変更または廃止することがあります。
- 第4.3項 前4.2項に定める事情が生じた時は、当社は当該事情を認識した時点において、会員に対して速やかに当社が定める連絡手段で通達するよう努めます。

第5条 (学習指導の実施場所)

当教室は、下記契約書記載の場所において学習指導を行います。

- 第5.1項 ヨッシーラボ宮崎市本校 宮崎県宮崎市宮田町10-25宮田町ビル101号
- 第5.2項 ヨッシーラボ高鍋校 宮崎県児湯郡高鍋町南高鍋6870フィットネスクラブTFC
- 第5.3項 但し、やむをえない事情がある場合には、両者合意の上、他の場所に移動することがあります。

第6条 (役務の提供期間)

学習指導の期間は、下記契約書に記載された契約期間内とします。

- 第6.1項 契約期間は1年(12ヶ月)とします。
- 第6.2項 当教室が会員による退会のお申し出をいただくまでは契約は自動的に更新されるものとします。更新時には、更新料等は請求しないものとします。
- 第6.3項 契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとします。

第7条 (関連商品)

学習指導に付随して必要となる関連商品(教材、書籍等)の販売を行う場合は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

第8条 (入会申込み後のクーリング・オフ等)

- 第8.1項 会員は、本契約書面を受領した日から起算して8日間は書面によって契約を解除することができます。
- 第8.2項 第8.1項に記載した事項にかかわらず、会員が、当教室が法第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当教室が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当教室が交付した法第48条第1項の書面を会員が受領した日から起算して8日を経過するまでは、会員は書面によって契約を解除することができます。
- 第8.3項 第8.1項及び前項の契約の解除は、会員が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- 第8.4項 第8.1項及び第8.2項の契約の解除があった場合、当教室が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、会員はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- 第8.5項 第8.4項の契約の解除は、会員が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- 第8.6項 第8.1項の契約の解除については、手数料は不要とし、会員は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

第9条 (中途解約)

当教室は、第8条第8.1項に定める期間の経過後、会員から契約の解除の申し出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害を請求できるものとしそれを超える前受金を受領している場合には差額分を返還するものとします。

- 第9.1項 学習指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、上限11,000円までの初期費用、提供された役務の対価及び20,000円又は4ヶ月目以降の1ヶ月分の授業料15,000円に相当する金額のいずれか低い額。
- 第9.2項 学習指導開始前である場合、前号に定める初期費用。
- 第9.3項 前項の役務の対価の単価は4ヶ月目以降の授業料を基準に(月・回数)をもって計算するものとします。
- 第9.4項 第9.1項の契約の解除があった場合、当教室が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、会員はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- 第9.5項 第9.3項の契約の解約時に、会員が当教室に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当教室は会員に当該金額を返還するものとします。
- 第9.6項 当教室の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- 第9.7項 返還金のある場合は、会員の指定する方法で速やかに会員に返還するものとします。

第10条 (割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項)

割賦販売は取り扱っていません。

第11条 (前受金の保全に関する事項)

前受金の保全措置はとっていません。

第12条 (特約)

ありません。

第13条 (個人情報保護)

本契約に際し当教室が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

- ・会員に対するサービスの案内、情報提供を行うため
- ・サービスに必要な範囲で、講師やスタッフなどと個人情報を共有するため
- ・会員より照会を受けた内容に回答するため
- ・授業の出席管理、学習進捗の確認、各種イベントの運営のため
- ・教材、学習ツール、オンライン学習システムの提供および利用管理のため
- ・受講料の請求、支払い管理およびそれに関連する連絡のため
- ・災害・事故・感染症拡大等の緊急時に会員および保護者へ連絡を行うため
- ・サービス向上のためのアンケート実施および統計的分析のため
- ・受講に関する連絡、質問対応およびフォローアップのため
- ・本契約に際し当教室が収集した個人情報に関しては、第三者への提供は行いません。

第13.1項 当教室は授業風景やイベントの写真・動画を撮影し、当教室の公式SNSやWebサイト等に掲載します。

第13.2項 第13.1項に対して会員は事前に申し出ること、掲載を断ることができます。この場合、当教室はすみやかに写真・動画を個人が特定されない形に編集・加工するように努めることとします。

第14条 (会費の滞納)

会員が第2条に記載した入会金や授業料など当教室に係る会費の納入を2ヶ月分怠ったときは、当教室は生徒への指導を停止し、又は除名することがあります。

第15条 (有事におけるサービス中断)

有事におけるサービス中断について下記記載の通りに定めることとします。

- 第15.1項 当教室は、地震・火災・台風などの天災、事故・社会的騒乱などの有事により、会員・当教室スタッフに対して危険が生じると判断した場合、提供すべきサービスの一部または全部について中断する場合があります。この場合、当教室はできるかぎりすみやかに会員へ連絡するものとします。
- 第15.2項 当教室の講師やスタッフの忌引など社会的事情によって授業を行うことが不可能だと判明した場合、当教室はできるかぎりすみやかに会員へ連絡するものとします。

第16条 (免責)

当教室及び会員の免責事項について下記記載の通りに定めるものとします。

- 第16.1項 当教室の指導監督下において、生徒が当教室の指示に従わず、その行動により生徒自身に損失損害を発生させた場合、当教室は一切の責任を負いかねます。また、自身の不注意により生徒自身に損失損害が発生した場合も、当教室は一切の責任を負いかねます。
- 第16.2項 当教室の指導監督の範囲外において生じたトラブルについて、当教室は一切の責任を負いかねます。
- ※例：生徒が教室内を走り回って怪我した、生徒がふざけ合って怪我したなど。
- 第16.3項 生徒の荷物の盗難、紛失などの責任は負いかねます。
- 第16.4項 本契約は、サービスの提供を約束するものであり、成果について約束する契約ではありません。
- 第16.5項 当教室は、第15条第15.1項における天災地変・その他の不可抗力など、当教室の責に帰すことができない事由が発生したことにより、本サービスを提供できなかった場合、これによる損害の補償をいたしかねます。

第17条 (禁止事項)

会員は次の事項を厳守しなければなりません。違反が発覚した場合、当教室はすみやかに該当会員に対して注意を行い、会員はすみやかに改善をするものとします。改善が見られない場合、当教室の判断により該当会員を退会させることができます。

- ・諸費用を滞納せず、若しくは諸費用支払いを拒否しないこと。
- ・講師やスタッフの指示を無視したり背いたりしないこと。
- ・他者に暴力を振るわないこと。
- ・他者に暴言や悪態をつかないこと。
- ・授業進行の妨げになる行為を行わないこと。
- ・当教室の講師やスタッフの許可なく、授業またはイベントのビデオ撮影・写真撮影・録音しないこと。また、これらの映像、画像、音声等を当教室の許可なく、他者に発信する行為をしないこと。
- ・適宜、当教室がふさわしくないと認めた行為をしないこと。

第18条 (退会)

退会を希望する会員は、所定の手続きにより届け出る必要があります。

- 第18.1項 退会月は以下の通りと定めます。
- ①当月1日～5日までに所定の手続きを完了した場合は当月末退会
 - ②当月6日～末日までに所定の手続きを完了した場合は翌月末退会
- 第18.2項 本教室が休校日の場合は、休校開始日前日までに届けなければならない。
- 第18.3項 退会の所定の手続きが完了していない場合は、出席の有無に関わらず、当月の受

講料全額が発生し、一度入金した諸費用については、正当な理由がない限り、返還できないものとします。

第19条 (休会)

休会を希望する会員は、休会開始希望月の前月末までに所定の手続きにより届け出る必要があります。

- 第19.1項 当月1日～末日までに所定の手続きを完了した場合は翌月から休会となります。
- 第19.2項 休会期間においては、休会管理手数料として所定の金額(2,000円(税込)/1か月)が発生します。
- 第19.3項 休会時既に納入済の諸費用がある場合は復会月に充当します。
- 第19.4項 休会から復会せず退会となった場合においては、一度入金した諸費用については、正当な理由がない限り、返還できないものとします。
- 第19.5項 休会期間は最大1年とする。休会期間終了後、当教室及び当該会員は復会または退会の意思確認をすることとします。

第20条 (復会)

休会から復会する会員は、復会希望月の前月末までに所定の手続きにより届け出る必要があります。

第21条 (諸費用の不返還)

一旦入金した諸費用は、入会不許可やクーリングオフ制度などその他正当な理由がある場合を除き、返還しません。

第22条 (教室またはクラス等の変更)

会員は当社が定めた教室・クラス・授業日時の変更に応じなければなりません。また、1クラス人数の多寡を問わず、授業の質を低下させると判断した場合は、事前に会員に通知した上で、クラスを統合・分割することがあります。

第23条 (兄妹割引)

兄弟・姉妹が入会した場合、所定の手続きにより月謝から兄妹割引を適用する。兄妹割引の申込タイミングが当月月謝支払い決済後の場合は、兄妹割引の適用は翌月からとする。兄弟・姉妹に関する登録情報に変更がある場合は、速やかにその旨を当教室に届け出なければならない。

第24条 (入会金無料キャンペーン)

当社は一定期間設けて、他のご友人と一緒にご入会することで両者の入会金(第2条に定める)が無料になるキャンペーンを行います。キャンペーン適用条件を下記掲載の通りとします。

- 第24.1項 ご友人と一緒に入会した両会員。または入会後に、ご友人を当教室に誘い入会した場合の両会員。
- 第24.2項 入会后、3ヶ月以内に退会・休会した場合、当該会員は適用範囲外として後日、入会金を納入することとします。

第25条 (施設器具の破損)

会員は、生徒又は生徒の付添人が活動中に施設器具及び備品等を故意又は過失により破損させた場合には、損害賠償の責任を負います。

第26条 (細則)

本契約に定めのない事項および運営上必要な細則は当社が別に定めます。

第27条 (紛争の解決)

本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、下記記載の通りに従って協議の上、解決するものとします。

- 第27.1項 当社および会員は、生じた疑義に対してすみやかに解決できるように努めることとします。
- 第27.2項 当社および会員は、万が一紛争を行う場合は、宮崎地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。
- 第27.3項 本契約及び約款に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

第28条 (当社事業所の明示)

本サービスを提供する当社事業所を以下の通りとします。

- 第28.1項 サービス名称は「ゲームプログラミング教室 ヨッシーラボ」
- 第28.2項 運営は株式会社モーゲンテック
- 第28.3項 住所は宮崎県宮崎市宮田町10-25宮田町ビル101号
- 第28.4項 電話番号は070-4402-1774
- 第28.5項 代表者は吉松大志

第29条 (契約の変更)

本契約の変更について下記記載の通りに定めます。

- 第29.1項 当社は、会員の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には本契約を変更することができるものとします。
- 第29.2項 当社は前項による本契約の変更にあたり、変更後の本契約の効力発生日を定めた上で、本契約を変更する旨及び変更後の本契約の内容を会員にすみやかに電子メール又はアプリなど別途定めた方法により通知します。

第30条 (施行)

本契約の施行は、2025年3月10日からとします。

本契約の成立を証するため本書を2通作成し、当社及び会員の押印の上、各1通を保持します。

2025年 ____月 ____日

当社
株式会社モーゲンテック
宮崎県宮崎市宮田町10-25宮田町ビル101号
代表 吉松大志

印

会員

生徒様氏名：

保護者様氏名：

ご住所：

印